

(別紙3) 新規指定及び年度途中で指定された就労継続支援 事業所の基本報酬の取扱いについて

○就労継続支援 A 型事業所

① 令和8年4月に新規指定された場合

初年度（令和8年4月から令和9年3月）は、評価点が80点以上105点未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

② 令和7年度途中（令和7年5月から令和8年3月）に新規指定された場合

初年度（令和7年度）及び2年度目（令和8年度）は、評価点が80点以上105点未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

○就労継続支援 B 型事業所

① 令和8年4月に新規指定となり、サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）（平均工賃月額に応じて評価する報酬体系）を算定する場合

初年度（令和8年4月から令和9年3月）は、平均工賃月額が10,000円未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

② 令和7年度途中（令和7年5月から令和8年3月）に新規指定となり、サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）（平均工賃月額に応じて評価する報酬体系）を算定する場合

初年度（令和7年度）及び2年度目（令和8年度）は、平均工賃月額が10,000円未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

※ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる（令和8年6月以降の基本報酬区分の取扱いについては、別途通知します）。